

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年1月23日(2020.1.23)

【公表番号】特表2019-523282(P2019-523282A)

【公表日】令和1年8月22日(2019.8.22)

【年通号数】公開・登録公報2019-034

【出願番号】特願2019-505170(P2019-505170)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/352	(2006.01)
A 6 1 K	31/05	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 K	36/185	(2006.01)
A 6 1 K	47/06	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/352
A 6 1 K	31/05
A 6 1 P	17/00
A 6 1 K	36/185
A 6 1 K	47/06
A 6 1 K	47/10

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

大麻抽出物、及び任意選択で、1以上の医薬的に許容される担体、希釈剤、アジュvant、賦形剤、又はそれらの任意の組合せを含む医薬組成物であって、前記大麻抽出物が少なくとも75重量%の主要なカンナビノイドを含み；前記医薬組成物がテルペン留分を含み、該留分が該テルペン留分の少なくとも約5.4重量%の量でリモネンを含む、医薬組成物。

【請求項2】

主要なカンナビノイドが⁹-テトラヒドロカンナビノール(THC)又はカンナビジオール(CBD)である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記大麻抽出物が1以上の二次的なカンナビノイドを更に含む、請求項1又は2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

1以上の二次的なカンナビノイドが、カンナビノジオール(CBN)、カンナビクロマノン(CBC)、⁹-テトラヒドロカンナビノール酸(THCA)及びカンナビゲロール(CBG)から選択される、請求項3に記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記テルペン留分が少なくとも0.05重量%の量である、請求項1～4のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

前記大麻抽出物が、ベータ-ミルセン、リナロール、ネロリドール、アルファ-ビサボロール、カンフェン、デルタ-s-カレン、ベータ-カリオフィレン、カリオフィレンオキシド、p-シメン、ゲラニオール、フムレン、オシメン、ピネン及びアルファ-テルピネンの1以上を含む、請求項1～5のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

テルペン留分の少なくとも4.5重量%の量でリナロールを含む、請求項1～6のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

皮膚病を治療するための、請求項1～7のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

少なくとも7.5重量%の主要なカンナビノイド、及び留分がテルペン留分の少なくとも約5.4重量%の量でリモネンを含むテルペン留分を含む有効量の大麻抽出物、並びに局所送達システムを含む、局所医薬組成物。

【請求項 10】

請求項1～7のいずれか一項に記載の医薬組成物及び局所送達システムを含む、局所医薬組成物。

【請求項 11】

前記局所送達システムが、ベルガモットエッセンシャルオイル、シダーウッドエッセンシャルオイル、カモミールエッセンシャルオイル、クラリーセージエッセンシャルオイル、サイプレスエッセンシャルオイル、ユーカリエッセンシャルオイル、フェンネルエッセンシャルオイル、乳香エッセンシャルオイル、ゼラニウムエッセンシャルオイル、ヒソップエッセンシャルオイル、ジャスミンエッセンシャルオイル、ジュニパーエッセンシャルオイル、ラベンダーエッセンシャルオイル、レモンエッセンシャルオイル、レモングラスエッセンシャルオイル、マジョラムエッセンシャルオイル、メラルーカエッセンシャルオイル、ミルラエッセンシャルオイル、マートルエッセンシャルオイル、ニームエッセンシャルオイル、オレンジエッセンシャルオイル、オレガノエッセンシャルオイル、パルマローザエッセンシャルオイル、パチョリエッセンシャルオイル、ペパーミントエッセンシャルオイル、ローズエッセンシャルオイル、ローズマリーエッセンシャルオイル、ローズウッドエッセンシャルオイル、セージエッセンシャルオイル、サンダルウッドエッセンシャルオイル、タンジェリンエッセンシャルオイル、ティーツリーエッセンシャルオイル、タイムエッセンシャルオイル、イランイランエッセンシャルオイル、胡麻油、オリーブオイル、アルニカエッセンシャルオイル、スパイクラベンダーエッセンシャルオイル、シナモンリーフエッセンシャルオイル、ローズマリー・シネオールエッセンシャルオイル、ココナッツオイル、蜜蠟及び麻油の2以上を含む、請求項9又は10に記載の局所医薬組成物。

【請求項 12】

前記局所送達システムが、胡麻油、オリーブオイル、アルニカエッセンシャルオイル、ラベンダーエッセンシャルオイル、スパイクラベンダーエッセンシャルオイル、乳香エッセンシャルオイル、レモングラスエッセンシャルオイル、シナモンリーフエッセンシャルオイル、ローズマリー・シネオールエッセンシャルオイル、ローズマリーエッセンシャルオイル、ベルガモットエッセンシャルオイル、ミルラエッセンシャルオイル、セージエッセンシャルオイル、ココナッツオイル、蜜蠟及び麻油の2以上を含む、請求項9～11のいずれか一項に記載の局所医薬組成物。

【請求項 13】

請求項1～7のいずれか一項に記載の大麻抽出物を含む、請求項9～12のいずれか一項に記載の局所医薬組成物。

【請求項 14】

皮膚病を治療するための、請求項9～13のいずれか一項に記載の局所医薬組成物。

【請求項 15】

有効量の請求項 1 ~ 14 のいずれか一項に記載の組成物を含む、医薬。

【請求項 16】

皮膚病の治療剤であって、有効量の請求項 1 ~ 14 のいずれか一項に記載の組成物、又は請求項 15 に記載の医薬を含有する、治療剤。

【請求項 17】

皮膚病を治療するための医薬の製造における大麻抽出物の使用であって、前記大麻抽出物が請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載されたものである、使用。